

令和2年5月8日

マスクを相模原市の障害者施設に寄付することについて

報道 各位

町田市議会 保守の会一同

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大防止活動の一環として、町田市議会 保守の会一同で手配していたマスクが入荷しましたので、相模原市福祉基盤課の多大なるご協力を得まして、相模原市内の障害者作業所の施設にお贈りさせていただきます。

- 1、 内容：マスク 10,000 枚寄付（1 パック 50 枚入り 200 セット、
大型段ボール 3 箱）
- 2、 仕様：（マスク、中国製、関空経由で到着した直接輸入品）
- 3、 規格：EU 安全基準 CE 及び米国食品医薬局 FDA 認証済商品
- 4、 配布先：相模原市内の障害者作業所の施設
- 5、 依頼先：相模原市福祉基盤課
- 6、 届け日程：令和2年（2020年）5月8日（金）
午前10時45分 市庁舎駐車場到着（事前に電話連絡）
マスク納付（相模原市 けやき体育館）
午前11時00分 市議会議長 石川 将誠 様 挨拶・報告
午前11時45分 市長 本村賢太郎 様 目録贈呈 挨拶
- 7、 町田市内に寄付しない理由：
公職選挙法第199条により、政治家・議員の寄付が当該選挙内では禁止されているために、神奈川県相模原市内の人、団体に寄付することにさせていただきました。

町田市議会 保守の会 一同 5名

白川哲也（幹事長）、深沢ひろふみ、おぜき重太郎、吉田つとむ、大西宣也、
連絡担当 吉田つとむ 090-4061-9667 yoshidaben@gmail.com

1. 経緯（マスクを贈る決定と送達に至る経過）
2. 目的（議員が直接行動で役に立ち、議会間の交流を図る）
3. 方法（役立つものを選定購入して、現物を寄付する）

1. 経緯（マスクを贈る決定と送達に至る経過）

経緯：（マスクを贈る決定と送達に至る経過）

- （1）3月議会が終了した時点で、我々議員がコロナウイルス感染対策に関して果たせることは無いかと考え、非公式ではありますが、諸方面に当たりました。
- （2）早期に、現実的に、確実に、それを行うには、私たち保守の会で独自にできる方法を採用した方が良いと判断しました。
- （3）自ら「保守の会」所属議員が負担する金銭の直接寄付も考えましたが、地元の町田市での寄付行為が禁止されていること（公職選挙法 199 条）、あるいは相手先の選定に課題があり、都県境をまたぎ、品物を寄付する方法が適切だと判断しました。
- （4）その間、所属議員全員によるオンラインの会議を行い、寄付の方法と相手先の選定を協議し、それらを内定しました。
- （5）4月上旬、方法については、所属の深沢ひろふみ議員が、独自の入手することが可能と言う提案を全員が了解し、発注手配を行うことにしました。深沢ひろふみ議員が直ちに手配しました。
- （6）4月14日、各自のSNSなどで、今回の取り組みの予定を、マスク独自入手、10,000枚分の購入費を全員が等しく自己負担し、町田市内で無い自治体に寄付をすることの考えを発表しました。
- （7）前後して、相模原市内の障害者施設で受け入れを歓迎する話を紹介していただいた方があり、さらにその手配に関して相模原市の福祉基盤課が間に入っていただくことになり、マスクの到着を待ちました。
- （8）マスクの入荷については、4月20日前後に到着する見込みもありましたが、マスク需要の増大に見合う供給不足、（海外との）航空便の極端な減少によって、注文分の製造、航空機輸送に日程が大幅に遅れ、しかも、航空便の到達も関空になるということも発生しました。*その後も、通関・東京への配送に時間を要しました。
- （9）本日、相模原市にお届けできることができました。
- （10）お届け日程の遅れから、各作業所への配送については、我々も必要な範囲で協力参加をさせていただきたいと思っております。
- （11）関係者の方々に喜んでいただくことができれば、何よりのことです。

<注：これ以降の部分は、吉田つとむが個人で書いたものです>

2. 目的（議員が直接行動で役に立ち、議会間の交流を図る）

- (1) 一般の議会では共同行動の単位である会派で全てを意思決定し、マスクを相模原市の障害者作業所施設の皆様に寄付する企画を実施しました。
- (2) 一般に、議員や議会が、相手に直接働きかけることは珍しいのですが、これからの緊急事態に際して、あるべき姿として、議会の「会派」と言う単位で外部に働きかける、試行を現実化する取り組みとしました。
- (3) その企画をスムーズに実行するため、複数のプランを検討し、最も確実に実施できるように、調整段階から町田市の行政機関を一切介さずに、他の自治体にお贈りすることに務めてきました。
- (4) 実状に明るい方の紹介を受け、相模原市の行政機関の方と直接打ち合わせを進めることができました。幸い、普段から様々に交流がある相模原市の行政機関の協力を得ることができた次第です。
- (5) 今回の取り組みが、相模原市議会の議員の皆様とさらなる交流を深めることにつながることを願っております。
- (6) 願わくば、これが地方自治体議会の協同行動の一例、先例となって、広がることを期待しています。

3. 方法（役立つものを選定購入して、現物を寄付する）

- (1) 議員は、寄付をしたいと思っても、大きな制限があります。それは、公職選挙法第 199 条により、政治家・議員の寄付が当該選挙内では禁止されているために、他市の人、団体に寄付することにさせていただきました。東京都内に寄付をする方法もありましたが、今回はそれを採用せず、明確に東京都外、つまり、東京都町田市のお隣である、相模原市役所を通じて、神奈川県相模原市内の人、団体に対して、寄付することにさせていただきました。
- (2) 通常は、現金をお贈りする方法がありますが、必要な人に、必要とする団体にダイレクトに届ける方法が最良、あるいはベターではないかと考え、今回は現物のマスクを自ら調達し、届けさせていただく方法を取らせていただきました。
- (3) 現金を贈らない理由として、この寄付を自らの「ふるさと納税」には用いない、つまり、結果として、自らの自治体に納めるべき市税を減少させる手段を一切取らないために、現物寄付の方法としました。
また、政党に寄付をし、それが寄付を他の自治体などに寄付されるケースがありますが、その方法を用いない理由は、議員として、自らの所得に関して寄付金控除を受けることでの納税額を減少させる手段を一切取らないために、自ら現物を調達してそれを寄付する方法としました。

つまり、緊急事態に際し、議員の寄付行為が、自らの節税対策とならぬように、役立つもの（マスク）を自分達で選び購入し、できるだけ当事者に直接届ける方法を取り入れた次第です。